平成２１年（フ）第１８１３４号
東京都練馬区上石神井３丁目２―33
債務者　大澤　穣治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　孝彦
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４４号
東京都大田区仲池上１丁目24―７―303
債務者　河野　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶一
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４５号
東京都大田区仲池上１丁目24―７―303
債務者　河野　典子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶一
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９１８号
東京都世田谷区経堂４丁目35―６
債務者　中村美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　康夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７５９号
東京都練馬区石神井町６丁目17―34―201
債務者　蓑田　良子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　聖子
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９８９号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７－３　クロート第３―303
債務者　長谷川秀彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤むつみ
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８０２４号
千葉県松戸市下矢切200
債務者　中楯　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　久貴
4　破産債権の届出期間　平成21年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３１９号
福井市長本町413番地　カームハイツ305号
債務者　加戸　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
福井県鯖江市住吉町３丁目３番23号　メゾンロアール201
債務者　戸井かをる
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
福井県坂井市丸岡町寅国第７号27番地２　雇用促進住宅丸岡宿舎　１棟106号　姉崎方
債務者　中　　幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
福井県坂井市丸岡町寅国第７号27番地２　雇用促進住宅丸岡宿舎　１棟106号
債務者　姉崎　好孝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
長野市大字徳間1144番地　駒沢第二Ｅ－６号
債務者　大場　邦一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２号
徳島市佐古二番町15―８　フィネス佐古203、住民票上の住所徳島県美馬市脇町字曽江名328番地１
債務者　遠藤　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７６号
徳島県徳島市南常三島町１丁目４番地の１、旧住所徳島県那賀郡那賀町請ノ谷字川島８番地５
債務者　西眞田康央
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８３号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊276番地１
債務者　芝野　智子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
徳島市八万町夷山237番地
債務者　加藤　恒子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部